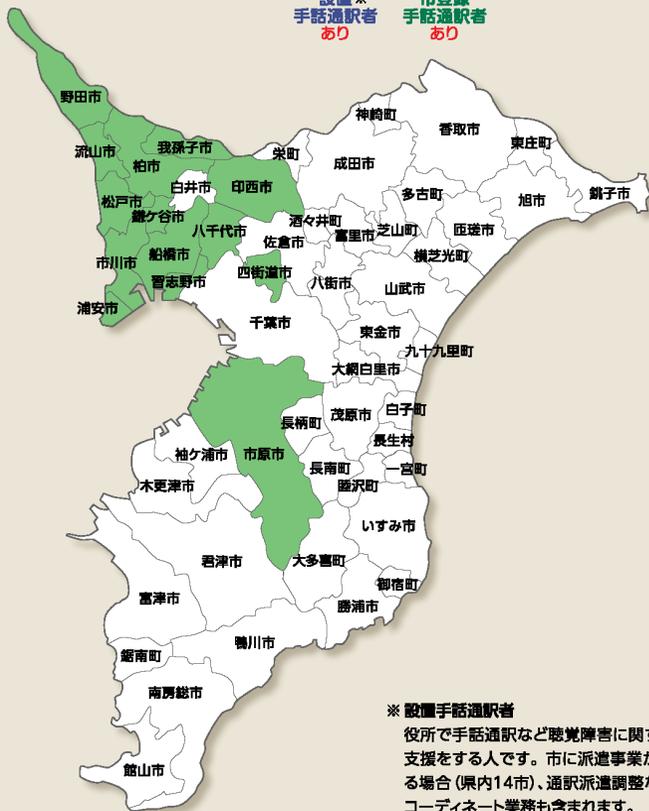


解説

**A**の市町村はココ!!



※ 設置手話通訳者  
役所で手話通訳など聴覚障害に関する支援をする人です。市に派遣事業がある場合(県内14市)、通訳派遣調整などコーディネーター業務も含まれます。

**A**

- 県内では、14市が市単独の手話通訳等派遣事業を実施。
- 派遣調整を担当する設置通訳者(コーディネーター)がいる。

良いところ

- 市内で対応できる。
- 聴覚障害者本人が直接依頼できる。

課題

- 市外の遠い場所の依頼に市内の通訳派遣では対応しづらいケースがある。
- 市の登録手話通訳等が足りない場合の対応。
- 専門性の高い内容に対応できない場合がある。

**B**

- 市単独の手話通訳等派遣事業を実施していないため千葉聴覚障害者センターが受託し手話通訳等を派遣。

良いところ

- 市内外を問わず、どこにも派遣できる。
- 聴覚障害者本人が、直接依頼できる。
- 専門性の高い通訳内容にも派遣対応可能。

**C**

- 千葉聴覚障害者センターと協定・契約などにより連携。
- 役所の閉庁時(朝9時~平日21時・土日祝日18時まで)千葉聴覚障害者センターが手話通訳等を派遣。

良いところ

- 市内外を問わず、広域的に派遣対応できる。
- 専門性の高い派遣内容にも派遣対応可能。

課題

- 平日21時以降、土日祝日18時以降について新たなシステムが必要。

**D**

- 県外から来た聞こえない人へ派遣対応ができる。
- 全県的な対応ができる。
- 県内でも専門分野など市の登録手話通訳等では対応しづらいケースへ派遣対応。

良いところ

- 県内全域に広域的派遣対応できる。

119番・110番通報と手話通訳等派遣